

中央こども家庭センターの 今後のあり方検討委員会 報 告 書(案)

中央こども家庭センターの
今後のあり方検討委員会
令和8年●月

目次

1	はじめに（本委員会設置の経緯と各種計画上の位置づけ等）	P03
2	現状と課題	P06
	（1）県内の虐待相談件数や一時保護件数の推移	
	（2）県内こども家庭センター（児童相談所）の概要	
	（3）中央こども家庭センターの概要及び課題	
3	中央こども家庭センターの今後のあり方に関する検討	P18
	（1）今後のあり方において配慮すべき点	
	（2）目指すべき方向性の全体像	
	（3）目指すべき方向性と委員の主な意見	
4	一時保護施設のあり方に関するこどもの意見	P29
	（1）こどもへの意見聴取の進め方	
	（2）こどもたちの意見	
5	今後のあり方に関する提言	P32
6	参考資料	P37
	（1）中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会の概要	
	（2）令和3年1月 一時保護所のあり方検討部会報告概要	



01

はじめに

1(1) 本委員会設置の経緯

- 兵庫県中央こども家庭センター(児童福祉法上の児童相談所)は、本県の中央児童相談所として位置付けており、県の設置する6箇所の児童相談所を援助し、その連絡を図る役割を担っている。
- 昭和23年の児童福祉法施行とあわせ同年6月に設置して以降、昭和37年(明石市貴崎)、平成4年(明石市北王子町・現在地)と2度の新築移転を経て現在に至るが、現在地での建築後30年余りが経過し、施設全体に経年劣化がみられるとともに、近年の国の一時保護改革の流れにそぐわない施設環境となっていること等、課題は多い。
- 特に、中央こども家庭センターにある一時保護施設は、個室を有しないこと等によりこどもの特性に配慮した環境になっておらず、一時保護が必要なこどもが増加する中でも受け入れがなかなか進まないこと、また、一時保護ガイドライン等で求められる家庭的環境での養育や個別ケアの促進の観点でも課題が多い。

- また、平成31年から、所在地である明石市が児童相談所を設置したため、それ以降は管轄区域外に立地しており、来所者の利便性が損なわれていることも考えられる。
- 虐待相談や一時保護件数が増加している状況において、児童相談所の重要性は増している。
- そのような中で、これらの課題を抱える中央こども家庭センターが、諸課題に対応し、現代社会における要請に応えることのできる施設のあり方について検討を行った。
- 本委員会での検討結果が、兵庫県における児童虐待対応や相談支援の充実に向け、その中核的役割を担うであろう中央こども家庭センターの今後の望ましいあり方の実現につながることを期待したい。

<国の一時保護改革や法制度の改正等>

区 分	主な内容
新しい社会的養育ビジョン(H29)	子供の権利が保障された一時保護環境を確保
一時保護ガイドライン(H30)	原則として、個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行う
児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30)	一時保護の体制強化(一時保護の個室化推進、個別性を尊重した一時保護が行われる環境整備)
新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(R4)	設備・運営に関する基準について、こどもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保されたものとなるよう検討
一時保護施設の設備及び運営に関する基準(R6)	居室の一室の定員は一人とするよう努めること 児童ができる限り良好な家庭的環境において暮らすことができるようユニットを整備するよう努めること

<一時保護施設の設備及び運営に関する基準(県条例)>

- 施行 令和7年4月
- 概要 条例で定める一時保護施設の基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に定める基準をもってその基準とする

1(2) 各種計画における位置づけ等

<兵庫県の各種計画等>

計画等の名称	主な記載内容
兵庫県 県政改革方針 (R8.2月変更案)	中央こども家庭センターについて、施設のあり方の検討を進める。
兵庫県 県政改革方針 令和8年度 実施計画(案)	中央こども家庭センターについて、課題や論点の整理を行い、8年度の早期にあり方検討委員会として提言をまとめるなど、施設のあり方の検討を進める。
兵庫県社会的養育推進計画 (R2.3月策定、R7.3月見直し)	中央こども家庭センター一時保護施設の経年劣化や、中核市の児童相談所設置、個室化ニーズの拡大等を踏まえ、中央こども家庭センターの移転も含めた整備計画を検討する。
ひょうご子ども・子育て未来プラン (R7.3月改定)	今後、一時保護所の受入強化を図るとともに、中央こども家庭センター一時保護所についても移転・改築も含めた環境整備等についての検討を進める。

<その他>

区 分	主な内容
一時保護所第三者評価(R5年度実施)	建物の構造から開放的な環境とは言えず、老朽化も進んでいる…一時保護ガイドライン等が示す環境を目指し、可能な限り改善に期待する。
包括外部監査(R6年度実施)	早期に建替えや移転を含む具体的な改善計画の策定等を進めていくことが望まれる。

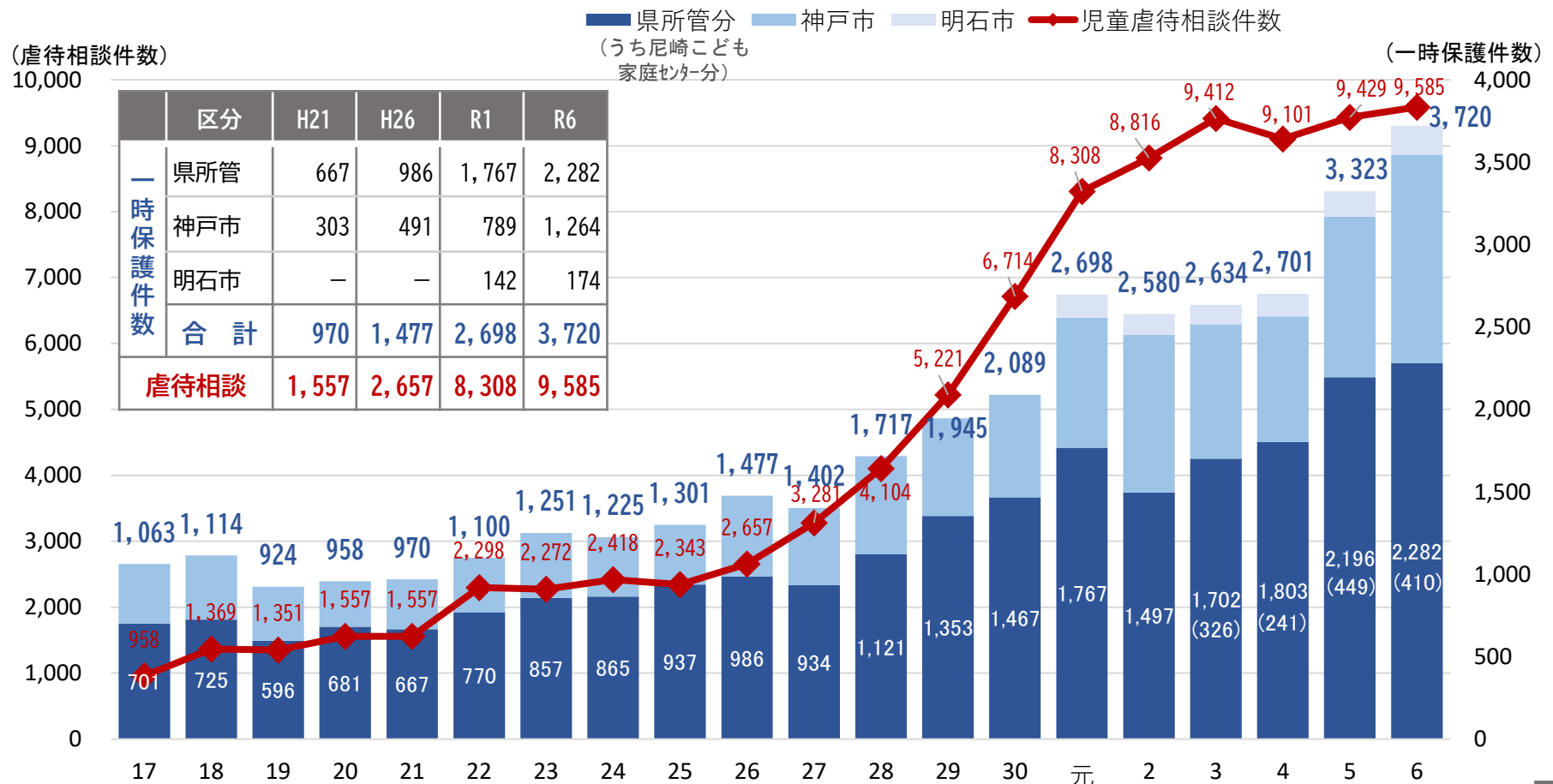
02

現状と課題

2(1) 県内の虐待相談件数や一時保護件数の動向

虐待相談件数と一時保護件数(委託含む)の推移

- 県内(神戸市、明石市含む)の虐待相談件数は近年急増(直近10年で3.6倍、15年で6.2倍)
- それに伴い、県内の一時保護件数も同様に急増(直近10年で2.5倍、15年で3.8倍)

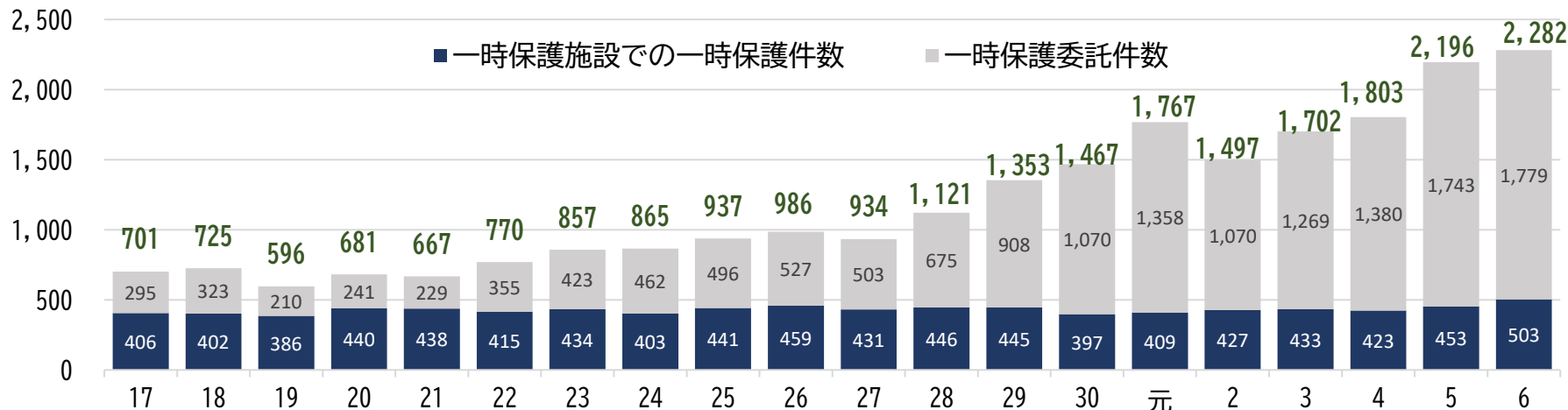


一時保護委託の急増

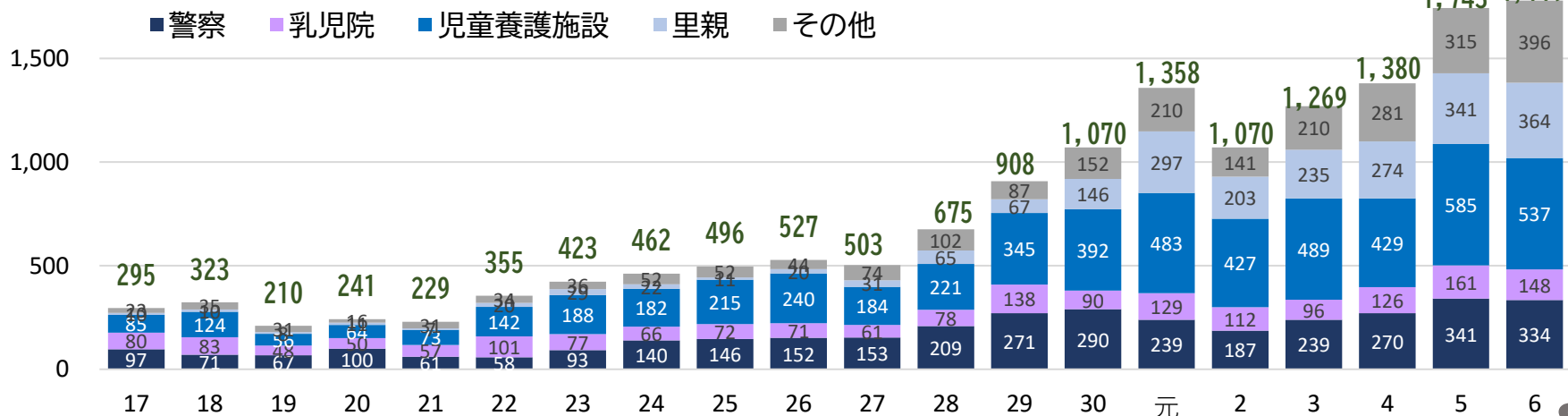
県の一時保護施設での受入れが進まないため、一時保護委託が急増

- 近年の虐待の急増、施設の構造上、児童の特性に配慮した環境となっていないこと等により、一時保護件数が停滞
- その結果、児童養護施設、里親等への一時保護委託件数が急増

■一時保護件数(委託含む)の推移[県所管分]



■一時保護委託の委託先別内訳(県所管分)



一時保護件数及び委託件数の推移

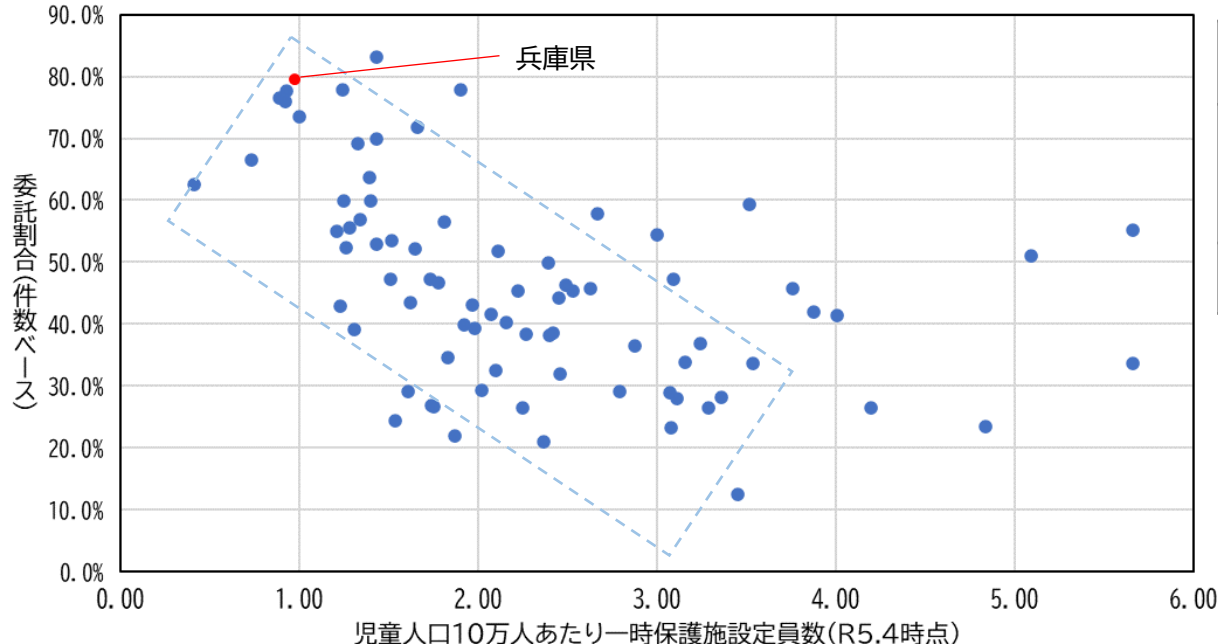
- 一時保護件数に占める委託の割合(件数ベース)は、全国平均を大きく上回る
- その一因として、児童人口あたりの定員数の不足が考えられる

※R7以降は川西での一時保護施設開設により一定の改善が期待される

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護件数	406	402	386	440	438	415	434	403	441	459	431	446	445	397	409	427	433	423	453	503
一時保護委託件数	295	323	210	241	229	355	423	462	496	527	503	675	908	1,070	1,358	1,070	1,269	1,380	1,743	1,779
内 訳																				
警 察	97	71	67	100	61	58	93	140	146	152	153	209	271	290	239	187	239	270	341	334
乳 児 院	80	83	48	50	57	101	77	66	72	71	61	78	138	90	129	112	96	126	161	148
児童養護施設	85	124	56	64	73	142	188	182	215	240	184	221	345	392	483	427	489	429	585	537
里 親	10	10	8	11	7	20	29	22	11	20	31	65	67	146	297	203	235	274	341	364
そ の 他	23	35	31	16	31	34	36	52	52	44	74	102	87	152	210	141	210	281	315	396

※上記件数は延べ件数であり、同一児童に対し複数の件数を計上している場合あり

(参考)全国比較(一時保護施設定員数と件数ベースでの委託割合 R5実績)



	児童人口1万人あたり定員数	一時保護件数に占める委託の割合
兵庫県	0.98 (定員54人／児童人口548,829人)	79.4% (委託1,743件／合計2,196件)
全 国	1.95	49.8%

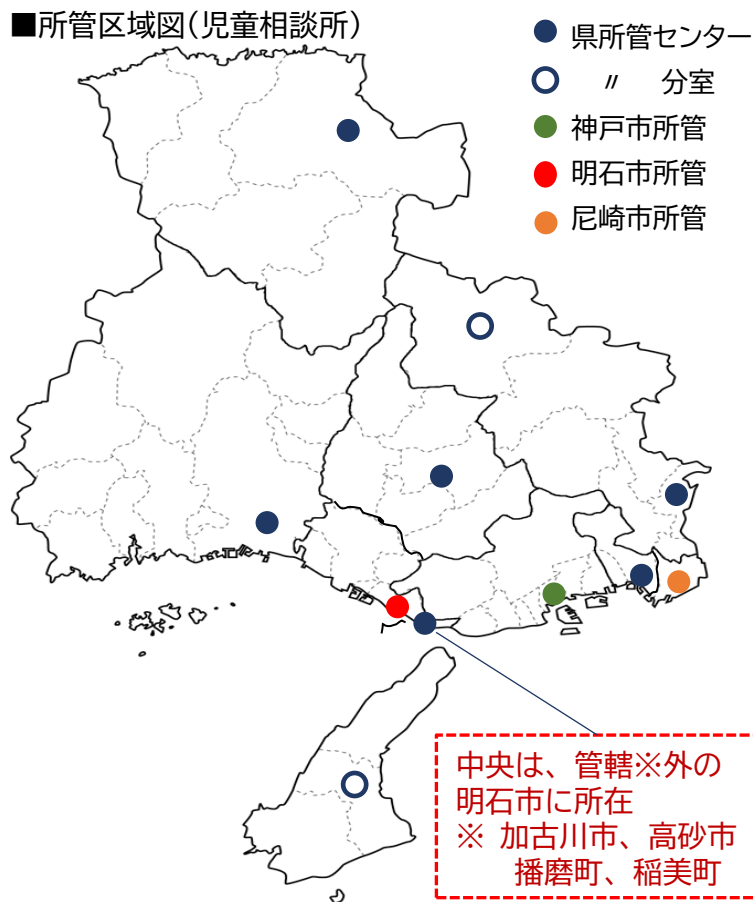
※児童人口は、令和2年度国勢調査による
(神戸市及び明石市の人口を除く)

2(2)県内こども家庭センター(児童相談所)の概要

県の児童相談所は6センター2分室体制

- 令和2年度までは5センター2分室体制を取っていたが、児童虐待相談の増加等を踏まえ、令和3年度から2センターを新設
- 令和8年度から、尼崎市による児童相談所設置に伴い1センターを廃止
- 政令・中核市では、神戸市、尼崎市、明石市が設置済み

■所管区域図(児童相談所)



■県所管

(単位: m²、人)

区分	管轄区域	面積	児童人口	備考
1 中央 (分室除き)	5市2町 (2市2町)	812.54 (216.91)	81,729	洲本分室含む
2 西宮	2市	118.42	93,521	
3 川西	6市1町	1,351.69	127,728	丹波分室含む
4 加東	5市1町	895.61	38,361	
5 姫路	5市6町	2,432.22	126,687	
6 豊岡	3市2町	2,133.30	22,961	
計	26市12町	7,743.78	490,987	

■政令市・中核市

区分	管轄区域	面積	児童人口	備考
● 神戸市	1市	556.93	209,368	S31開設
● 明石市	1市	49.41	49,114	H31.4開設
● 尼崎市	1市	50.70	57,842	R8.4開設

※面積は県統計課資料、児童人口は令和2年度国勢調査より

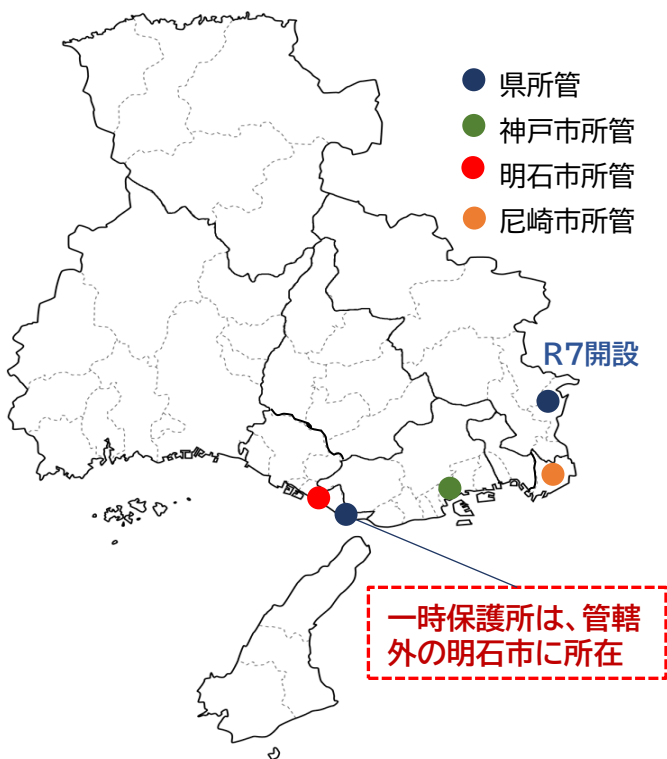
令和2年度に実施した、一時保護所のあり方検討部会からの報告を踏まえ、川西市内に一時保護施設を新設し、令和7年度からは2力所体制へ拡充

- 同報告を踏まえ、こどもの移送時の負担軽減や感染症対応等、定員数の不足への対策として、県内2力所体制及び定員100名を確保するべく川西に一時保護所を整備
- 令和7年度の川西開設により、児童人口あたりの定員数は全国平均に近い規模を確保 ※R5年度時点で設置済み自治体との比較

【令和2年度 一時保護所のあり方検討部会報告における提言の主な内容】 ※詳細は末尾の参考資料参照

- ・一時保護所の定員が不足していることは明白である。
- ・広域である兵庫県の特性から、兵庫県のエリアを分割して、各エリアに一時保護所を設置することを強く推奨する。
- ・こどもの年齢等を配慮しつつ、できる限り良好な家庭的環境となるよう個室対応を基本としていく。

■所管区域図(一時保護所)



■定員数の変遷

(単位:人)

区 分	定員数	説 明
～H4	(不明)	4センターに併設(中央、西宮、姫路、豊岡)
H5～H14	20	中央の新築に併せて集約(1力所体制へ)
H15～R元	40	増築
R2～R6	54	改修(宿直室等を居室へ)
R7～	100	川西こども家庭センター一時保護施設新設 (定員:中央54名+川西46名)

■児童人口1万人あたりの定員数

(単位:人)

区 分		定員数	児童人口	1万人あたり
県	H30	40	644,108	0.62
	R 2	54	548,829	0.98
	R 7	100	548,829	1.82
	R 8	100	490,987	2.04

※児童人口は、令和2年度国勢調査による (R5全国平均) 1.98

2(3) 中央こども家庭センターの概要及び課題

区 分	建物概要	敷地面積	主な業務(件数等はR6実績)	管轄区域
相談部門	◆所在地 明石市北王子町 ◆延床面積 3,439㎡	6,405㎡	・相談対応(3,023件) ・療育手帳交付受付(669件) ・(中央児相としての)連絡調整、研修等 ※上記件数には洲本分室によるものを含む	加古川市、高砂市、播磨町、 稲美町 ※洲本分室が淡路島内3市を所管 ※明石市の児相設置(H31)により管外へ所在
一時保護施設	◆整備時期 H4.4(築33年) ※H15一部増築		児童の一時保護、行動観察等 (一時保護児童数:503人)	県内全域 (主に播磨、但馬、淡路地域)

■建物の概要(相談部門及び一時保護施設併設)

区 分	現施設 整備時期	敷地面積	延床面積	構造等	備 考
当初 建築部分	H4.4 (築33年)	6,405㎡	2,601㎡	鉄筋コンクリート造 2階建て	H 6 エレベーター増築 H15 増築に伴う一時保護施設部分改修 H18 多機能トイレ等増設
増築部分	H15.3 (築22年)		838㎡	鉄骨造2階建て	H15 増築 R 2 建具等改修(定員40→54㎡) R5・R7 一部個室化改修
計	—		3,439㎡	—	

■一時保護施設定員数の変遷

(単位:人)

区 分	定員数	説 明
H5～H14	20	中央の新築に併せて集約(1カ所体制へ)
H15～R元	40	男子学齢児:16人(7室)、女子学齢児:16人(6室)、幼児:8人(1室)・特別室1室
R 2～	54	男子学齢児:21人(9室)、女子学齢児:21人(8室)、幼児:12人(1室)・特別室1室

2(3)ア 中央こども家庭センターの現況

中央児童相談所としての役割

- ・都道府県知事は、児童相談所の一を中央児童相談所に指定することができる。(児童福祉法施行規則)
- ・中央児童相談所は、当該都道府県内の児童相談所を援助し、その連絡を図るものとする。(同上)
- ・中央児童相談所は、都道府県等内の児童相談所の実情について把握し、また、連絡調整、技術的援助、情報提供、措置の調整等必要な援助を行っていかねばならない。(児童相談所運営指針)

区 分	内 容 等
県内他センター及び市町に対する研修	法定研修（児童福祉司任用前・任用後講習、要対協調整担当者講習、資格取得者講習など）
各種会議	神戸市・明石市との合同会議、所長会議 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会
そ の 他	全県統計とりまとめ、業務概要の作成、県外施設入所協議の調整、実習生の受け入れ 等

上記以外の業務内容

機能区分	相談部門	一時保護部門
管轄区域	加古川市、高砂市、播磨町、稲美町	県内全域
主な業務	相談対応、調査、診断、指導、措置後の指導(心理・カウンセリング)、療育手帳判定・交付	緊急保護、行動観察、短期入所指導
実績等 (R6実績)	・相談受付 : 3,023件 ・調査、診断、指導 : 20,449回 ・措置後の指導 : 6,188回 ・療育手帳交付受付 : 669件	・一時保護施設入所児童数: 503人 ・入所児童への面接等: 概ね週1回

(参考)中央こども家庭センター現況写真

■外観



■相談室(相談部門)



■事務室(相談部門)



■居室(一時保護施設)



■浴室(一時保護施設)



■学習室(一時保護施設)



(参考)中央こども家庭センターの相談実績等の推移

相談の 現 況

[相談受付件数等の推移]

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談受付	3,451	3,482	2,765	2,908	2,818	3,023
うち東播磨	1,677	1,709	1,878	1,962	1,882	2,032
手帳受付	963	825	710	721	600	669

[東播磨地域の相談受付に係る住所地別内訳]

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
加古川市	1,039	1,049	1,143	1,139	1,173	1,266
高砂市	376	415	439	466	430	481
稲美町	131	90	100	112	104	110
播磨町	131	155	196	245	175	175
合 計	1,677	1,709	1,878	1,962	1,882	2,032

[東播磨地域の相談受付に係る相談内容別内訳]

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
養護相談	667	735	718	749	730	829
障害相談	909	870	1,043	1,064	979	1,015
育成相談	64	74	63	85	117	115
そ の 他	37	30	54	64	56	73
合 計	1,677	1,709	1,878	1,962	1,882	2,032

保護の 現 況

[一時保護件数等の推移]

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入所児童数	409	427	433	423	453	503
1日平均在所人数	34.8	36.0	36.1	35.9	30.7	33.8

[一時保護決定時の児童の移送等]

- 各こども家庭センターにおいて、一時保護を決定
- 一時保護所と受入れについて調整
- こども家庭センター職員が同行し、タクシーや公用車により一時保護所へ移送
- 一時保護中は、児童一人に対して、基本的に週1回は最低でも面接(相談受理センターの担当職員が対応)

[こども家庭センター別一時保護施設入所児童数]

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
中央	130	135	86	91	75	85
尼崎	-	-	91	65	94	77
西宮	112	119	68	66	76	75
川西	87	96	83	74	85	97
加東	-	-	37	37	34	58
姫路	61	67	64	70	82	107
豊岡	19	10	4	20	7	4
合 計	409	427	433	423	453	503

2(3)イ 中央こども家庭センターの現状と課題(相談部門)

1 老朽化に加え、無機質かつ温かみや明るさのない施設環境

現状・課題

- ・相談者に対する安心感や、緊張の軽減が図られず、相談意欲が起きにくい環境
- ・職員にとってもストレスを感じる状況であり、良好でない執務環境による心理的安全性の喪失
- ・入室しにくく、有効利用されていない図書室

2 執務環境の悪化

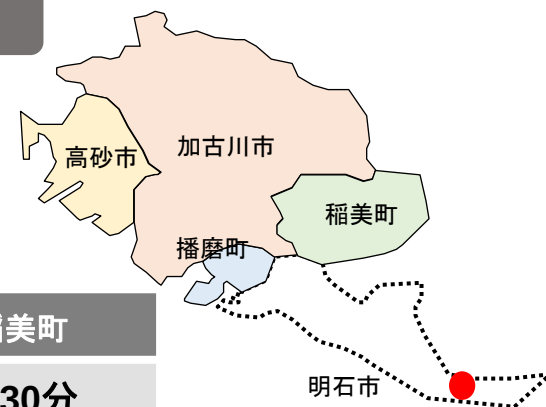
現状・課題

- ・増加する職員数に対し事務室等の執務スペースが手狭
- ・人のすれ違いができないロッカー室

3 H31の明石市の児童相談所設置に伴い、管轄外へ所在

現状・課題

- ・管内地域からの県民の来所(こどもだけの来所の場合あり)や、職員の管内への移動頻度及び時間を踏まえると望ましい立地とは言い難い(一方で、中央児童相談所としての機能・役割も重要)



区 分	加古川市	高砂市	播磨町	稲美町
各市町役所までの 車での移動時間	約40分 (約20km)	約50分 (約23km)	約30分 (約14km)	約30分 (約15km)

2(3)ウ 中央こども家庭センターの現状と課題(一時保護施設)

1 増加する一時保護必要児童数への対応

現状・課題

- ・ 児童虐待相談件数及び一時保護件数が増加するなか、問題行動や性的虐待児童等が複数人定員の居室を個室用することにより、定員を圧迫
※児童人口は減少傾向にある中でも、今後の虐待・一時保護件数の推移は予見が困難

2 こどもの最善の利益を考慮した環境整備

現状・課題

- ・ 居室は全て複数人定員、浴室も大浴場である等、個別特性への配慮が欠如
- ・ 当初建築から30年以上が経過し、施設が老朽化。施設全体に柔らかみや温かみがなく、開放性も欠如
- ・ 増加する職員数に対し事務室等の執務スペースが手狭

3 国の一時保護改革等への対応

現状・課題

- ・ ガイドラインや国の児童虐待防止対策体制総合強化プランで求める個室対応や個別対応等が困難
- ・ 国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準で求める家庭的環境の推進や、一人一人の状況等に
応じたきめ細かいケアを実施できる施設環境でない

4 高い一時保護委託率

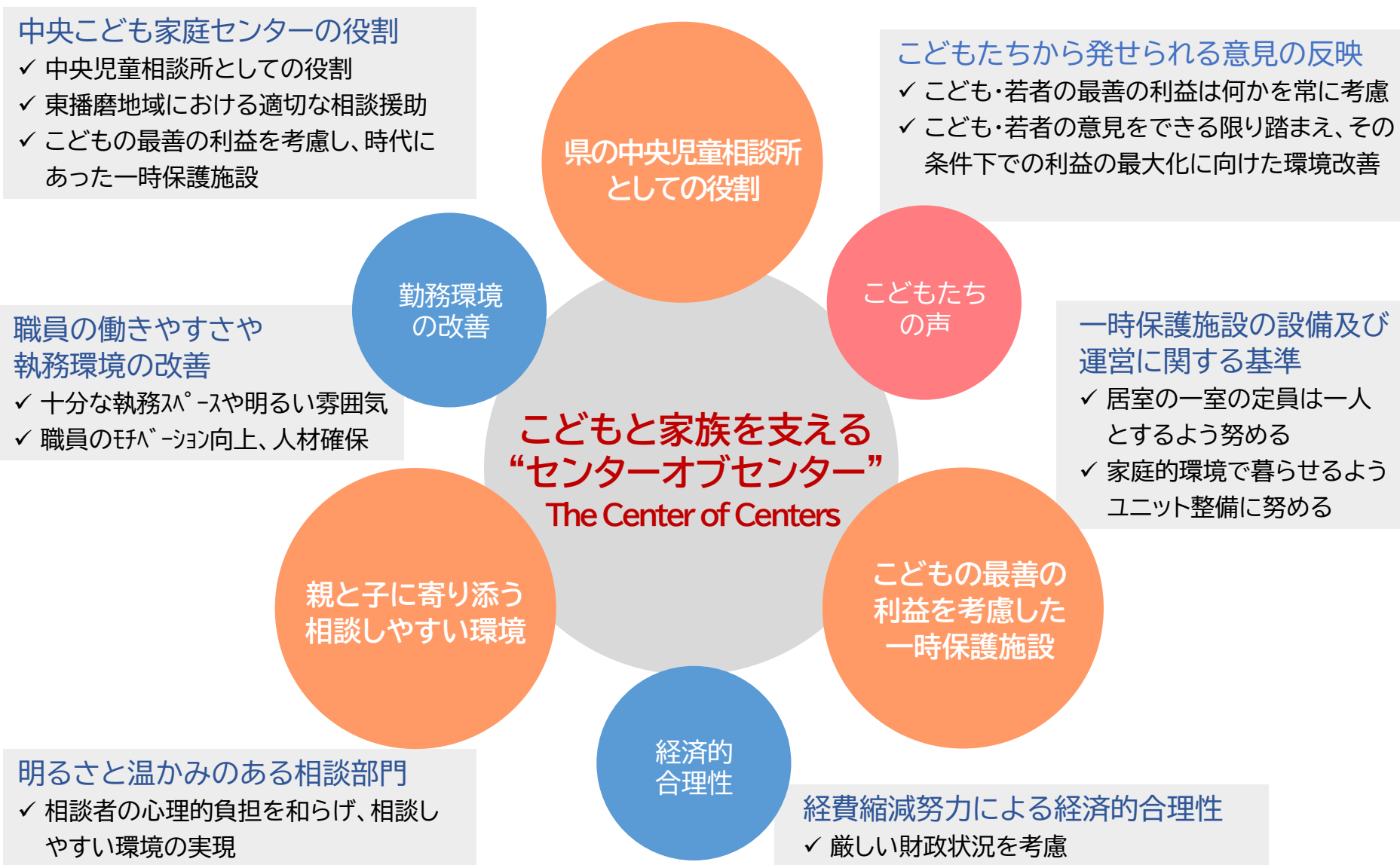
現状・課題

- ・ 一時保護施設での受入れが進まない等の理由により、一時保護委託率(R5:79.4%、R6:78.0%)
は全国平均(R5:49.8%)を大きく上回る
- ・ 緊急受入等における一時保護先確保が難航することで、センター・児童養護施設等双方の負担が増大

03

中央こども家庭センターの 今後のあり方に関する検討

3(1) 今後のあり方において配慮すべきポイント



3(2) 目指すべき方向性の全体像

1 県全体での児童相談体制における中央児童相談所としての役割

- ・県全体の相談体制充実のための市町との効果的な連携
- ・市町職員の人材育成
- ・中央児童相談所としての役割

2 相談部門のあり方

- ・県民が相談しやすい環境の整備
- ・相談援助業務の質の向上
- ・一時保護施設との協働・連携による適切なケース対応

従事者の勤務環境の改善

- ・職員が安心して働くことのできる施設環境
- ・業務効率化による介入・支援業務時間の確保
- ・モチベーション向上と人材確保

3 県内の一時保護体制における県が設置する一時保護施設の役割

- ・一時保護において特に配慮すべきこと
- ・県内の一時保護体制のあり方
- ・県が設置する一時保護施設の役割

4 一時保護施設のあり方

- ・緊急保護と安全確保が可能な環境整備
- ・プライバシーや個別特性への配慮を含むこどもの最善の利益への配慮
- ・一時保護施設内における家庭的環境の促進

4-2 学習支援のあり方

- ・一時保護中の学習支援の目的
- ・一時保護施設内における学習支援のあり方
- ・学校等関係機関との連携のあり方

4-3 その他環境整備

- ・こどもの意見を主体とした環境改善
- ・男女合同でのケアのあり方
- ・安全確保と権利の制限のバランス

3(3)① ～県全体での児童相談体制における 中央児童相談所としての役割～

現 状・ 課 題

- ✓ 市町こども家庭センターは、R8.4月時点で40市町で設置済み。R9年度当初には全市町で設置見込み
- ✓ 中核市の児童相談所は、明石市(H31設置)に続き尼崎市がR8.4月から設置
- ✓ 県と市町との連携・協働により、切れ目のない支援が行える体制整備が必要
- ✓ 県その他センターや市町職員を対象とする各種研修や、実習生の受入れ、全県情報のとりまとめ等を実施

区 分	目指すべき方向性
県の児童相談所における中核的役割	● 各種研修の企画・実施や、県としての方針決定に向けた調整、関係機関等との連絡調整、技術的援助等により、市町等との連携促進や県全体での業務の質の底上げ等におけるリーダー的役割を果たす ● 研修や相談で訪れた人が児童家庭福祉の情報にアクセスできる環境を整備
県全体の相談体制充実のための市町との効果的な連携	● 市町こども家庭センターとの切れ目のない支援に向けた連携や支援 ● 県・市町双方の技術力向上に繋がるような効果的な連携・交流の実施 ● 相互理解や援助技術の向上に向けた、神戸市、尼崎市、明石市児童相談所との人事交流や情報共有・連携の検討
市町職員の人材育成	● 市町職員の受入れの検討や、県市町の合同研修等を通じた市町職員の人材育成の推進(特に中核市の児童相談所設置に係る支援)

【委員からの主な意見】

- 他府県では、児童相談所の職員が市町村の取組から学ぶといった相互交流の事例もある。相互に学び合い、win-winとなる関係性であってほしい。保護されたこどもは3/4が地域に帰るので、連携による切れ目のない支援を行うべき。
- 市町こども家庭センター、神戸市・明石市・尼崎市の各児童相談所と人事交流を行い、相互理解や援助技術の向上に繋げることを検討してはどうか。
- (トラウマケアの浸透等含め)児童相談所が中心となり県内の関係機関等に広げていくようなリーダー的な役割をどう果たしていくか。その中で中央が指導的・牽引的な役割を果たすため、どのようなあり方を目指すか考える必要がある。

3(3)② ～中央こども家庭センター相談部門のあり方～

現 状・ 課 題

- ✓ 明石市を除く東播磨地域を管轄し、相談受付件数のうち86%が加古川市・高砂市
- ✓ 中央こども家庭センターの内部組織として、淡路地域3市を管轄する洲本分室を設置
- ✓ 施設の経年劣化(築33年)に加え、温かみや明るさのない施設環境

区 分	目指すべき方向性
県民が相談しやすい環境の整備	● 経年劣化や、温かみや明るさに乏しい相談環境の改善 ● 相談者の安心感や緊張の軽減に繋がる環境の構築 ● 交通アクセス等を含め、来所する県民の利便性への配慮
相談援助業務の質の向上	● 人材不足や若手職員の経験不足等を補い、業務の質向上に繋げるための業務効率化の推進と、時代に合った執務環境の整備 ● 職員のキャリアや業務内容に応じた適切な研修体系等による人材育成 ● 児童相談所としてのトラウマケアの実施のあり方の検討や、トラウマインフォームドケアの考え方の浸透に向けた取り組みの推進
一時保護施設との協働・連携による適切なケース対応	● こどもや家庭の状況の改善に繋がるような、一時保護施設や関係機関との効果的な協働・連携のあり方を検討

【委員からの主な意見】

- 施設全体が暗くて狭い印象である。柔らかみや温かさを意識し、子どもや働く職員にとって良好な環境が望ましい。
- ケースワーカーや児童心理司、一時保護施設職員が相互の連携を深め、連携を円滑にできる建物のレイアウトを検討するべき。
- トラウマに特化した治療の充実も必要だが、トラウマインフォームドケアの考え方をどのように全体に浸透させていくか、県として方向性を示し、主体的に考えていくことが重要。
- 「親の支援」という要素も重視しておく必要がある。

～職員の勤務環境改善～

- ✓ 狭隘化した執務スペースや、休憩スペース等の不足
- ✓ 対人業務の特殊性から業務改善がなかなか進まず、介入・支援業務時間確保に悪影響
- ✓ 高い離職率と、慢性的な専門職員の不足

目指すべき方向性

- ✓ 職員が安心して働くことのできる施設環境
- ✓ 業務効率化による介入・支援業務時間の確保
- ✓ モチベーション向上と人材確保

3(3)③ ～県内の一時保護体制における 県が設置する一時保護施設の役割～

現 状・ 課 題

- ✓ 県が設置する一時保護施設は、中央と川西(R7.4開設)の2箇所(合計定員100名)
- ✓ 神戸市、明石市は各児童相談所に併設。R8開設予定の尼崎市児童相談所にも設置予定
- ✓ 県では、一時保護施設での受入れが進まないため、R6年度まで一時保護委託が急増
- ✓ 児童養護施設の小規模化・地域分散化に伴い、一時保護の受け入れが困難化
- ✓ 緊急保護とアセスメントの役割を担ううえで、必要な体制の確保が必要

区 分	目指すべき方向性
一時保護の本来的役割	● 緊急時の迅速かつ確実な安全確保と、適切な行動観察 ● 一時保護期間やこどもの状況に応じ、こどもの最善の利益に資する一時保護環境の実現
県内の一時保護体制のあり方	● こどもにとって何が一番望ましいかを優先した保護先の判断 ● 一時保護の本来的役割である緊急保護とアセスメントを適切に行うことのできる県の一時的保護施設の確保 ● 一時保護委託の場合も含めたこどもの希望を実現できる体制の構築
県が設置する一時保護施設の役割	● 緊急的に安全確保が必要な場合の受け皿の確保 ● 適切なアセスメントのための行動観察が行える体制の構築 ● 相談援助・指導の一つの手法としての一時保護のあり方の検討

【委員からの主な意見】

- 一時保護先は、里親等への委託を含め、子どもにとって何が一番望ましいかを優先して判断されるべき。
- 里親への一時保護委託について、緊急時に対応可能な方を各地域で一定数確保しておくことは重要。
- 里親が独自にプログラムを作って学習支援をすることも難しく、県として方針を明確に示し、サポートすることの検討が必要。
- 現場事情として一時保護先の確保は困難であるため、自治体が管理する一時保護施設としての一定の規模確保は必要。
- 少子化という現状においても社会的養護は一定のニーズが生じるため、現行並の定員を維持する方針は評価できる。
- 一時保護委託を受ける施設側も、施設によって実施するプログラム等に濃淡があり、充実させていくべき。

【参考】本県の一時保護に関する現状

一時保護の状況

- ✓ 本県の一時保護施設での一時保護の約8割は緊急保護
- ✓ 夜間、休日の一時保護も多い

目的別内訳	R4		R5		R6	
緊急保護	322件	76.1%	365件	80.6%	396件	78.7%
行動観察	95件	22.5%	86件	19.0%	99件	19.7%
短期入所指導	6件	1.4%	2件	0.4%	8件	1.6%
合 計	423件	100%	453件	100%	503件	100%

緊急対応時の課題

- ✓ 緊急保護時に、他児童が利用中の居室で保護することは望ましくないため、空き部屋が無い場合等は一時保護施設での保護が困難
- ✓ 委託を含めた一時保護先の確保に時間を要し、こどもの安全な宿所の確保が遅れるとともに、委託先においても緊急対応の負担が発生
- ✓ 緊急保護の場合、こどもの状況に関する情報が十分でないケースも多く、迅速な安全確保を優先せざるを得ない

一時保護の決定

※令和7年6月より一時保護開始時の司法審査を導入

- ✓ 一時保護は、こども家庭センター(児童相談所)が緊急性、危険性等を検討し、所長が決定
- ✓ 一時保護施設に対し一時保護を依頼し、一時保護施設は、入所の調整にあたり現に一時保護中の子どもの人数、年齢構成、一時保護施設内の安定度並びに受入対象児童の保護理由により総合的に判断

一時保護委託に該当するケース

子どもを一時保護する必要があるときは、一時保護施設の利用を第一に考慮するが、下記のような場合には、一時保護委託を実施することができると整理

- 概ね3歳未満の乳幼児
- 入院加療が必要な子ども
- 夜間発生したケース等で、直ちに一時保護施設へ連れてくるのが著しく困難な子ども
- 一時保護期間が相当長期化すると憶測される場合
- その他特に必要があると認められる場合

【参考】一時保護施設の定員に関する考え方

一時保護の機能・役割等

✓ 一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメント

<緊急保護>

- ・棄児、迷子、家出したこどもなど現に適当な保護者又は宿所がない場合や家庭から一時引き離す必要がある場合等を実施
- ・こどもの安全確保のための閉鎖的環境で保護する期間は、安全確保のための必要最小限とし、開放的環境においても安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境にこどもを移すことを検討する

<アセスメント>

- ・児童相談所においてこどもの援助方針を立てるにあたり、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断を基に、総合的に行う
- ・全生活場面について、行動の背景にある本来の気持ちや思い等を汲み取ることを十分意識しながら丁寧に行動観察を行う

✓ 一方で、一時保護を行う場合は、代替養育の場という性格も有する

一時保護施設に求められる役割を果たす上での考え方

緊急保護

- ✓ 緊急保護の実情を踏まえた迅速かつ確実な一時保護先の確保
- ✓ 一定規模のこどもの安全確保を最優先する閉鎖的環境の必要性

適切な診断等

- ✓ 迅速かつ適切なアセスメントとこどもの状況を踏まえた援助方針の決定
- ✓ 全ての生活場面の適切な観察と診断
- ✓ 相談援助・指導の一環として、こどもの状態の改善に繋げる機会

代替養育

- ✓ こどもの意思や家庭養育優先原則を踏まえた一時保護先の検討
(特に、一時保護長期化見込みの場合や、既にこどもの状況が一定把握できている場合等)
- ✓ 一時保護施設内のできる限りの開放的環境の確保

- ✓ 一時保護施設の役割や虐待相談件数の高止まり等を踏まえると、一時保護施設としての一定の規模の維持が適当
- ✓ 一方で、一時保護期間の長期化が見込まれる場合や、こどもの状況に応じた里親等への一時保護委託についても、運用として検討していくことが必要

3(3)④～中央こども家庭センター一時保護施設のあり方～

現 状・ 課 題

- ✓ 個別特性への配慮が困難(居室は基本的に多床室、浴室も大浴場のみ)
- ✓ こども一人ひとりの状況等に応じたきめ細かいケアへの配慮の必要性
- ✓ 一時保護件数が増加する中で受入れを制限せざるを得ない場合があり、児童養護施設等への一時保護委託が増加
- ✓ 経年劣化により施設全体に明るさや温かみが不足。家庭的環境の推進上も課題

区 分	目指すべき方向性
緊急保護と安全確保が可能な環境整備	● 一時保護件数の高止まりを踏まえ、現行並の一時保護定員を確保 ● 緊急保護に十分対応することのできる施設環境と人材を確保 ● 一時保護期間は可能な限り短くするよう努める
プライバシーや個別特性への配慮を含むこどもの最善の利益	● 個室化や個別浴室化など、こどもの特性(性加害・性被害、非行児、LGBTQ等)に配慮することのできる環境の構築 ● 集団生活と別に、落ち着き、気が安らぐ時間(個人の時間)を確保できる生活環境を確保
一時保護施設内における家庭的環境の促進	● 一時保護の背景の違いなどに留意した上で、子どもの年齢等に配慮しつつ、出来る限り良好な家庭的環境の実現に努める ● 他者との関係性回復や愛着障害のケアのため、個別性を重視したきめ細やかなケア(ユニットケア)を実施

【委員からの主な意見】

- 最善の利益とは、可能な限り制限の少ない環境を指し、本来は家庭に近い環境で生活できることが望ましい。
- 制約は必要最小限とし、可能な限り一時保護期間は短期間であるべき。
- 一時保護施設が逃げ場になる子もいる。こどもたちがほっとできる環境を作ってほしい。
- 手先の改修ではなく、全面的に新しいものを作る必要がある。それまでの間は改修による個室の確保ができればよい。
- 在宅養育の場として現在の一時保護施設の環境は望ましくなく、運用やルールづくりなど、改善できる部分から着手すべき。
- こどもたちにとって、「自分に問題があるからここに来る」という感覚でなく、「自分を支えてくれる場所」「自分のために考えてくれる場所」という印象を持てることが大切。ハード面、ソフト面を含む全体でそうした印象を与えられる環境が望ましい。
- ユニット制を導入する場合は、運用において色々と課題が生じるので、ユニット編成の仕方もしっかり検討するべき。

3(3)④-2 ～一時保護施設における学習支援～

現 状・ 課 題

- ✓ 通学支援は実施無し(児童が学校で使用するタブレット活用やオンライン面談等は実施あり)
- ✓ 学習時間は午前中に合計120分間(休憩を挟みつつ4コマ)
- ✓ 学習方法は基本的にプリント学習と、令和7年度からタブレットによる学習アプリを導入し、学習進度に応じた学習が可能な環境を整備
- ✓ 学習レベルの上がる高校生への対応

区 分	目指すべき方向性
一時保護中の学習支援の目的の明確化	● 憲法26条、こども基本法3条、こどもの権利条約28条等で定める教育を受ける権利の保障 ● こどもの希望を尊重しつつ、置かれた環境その他の事情を勘案し、必要な措置を講ずるよう継続的に努める
一時保護施設内における学習支援のあり方	● こども一人ひとりの習熟状況に応じた有効な学習の展開 ● タブレット端末の活用等、創意工夫した学習の展開や、在籍校との連携による学習支援
学校等関係機関との連携のあり方	● 取り組むべき学習内容や教材の提供を含め、教育委員会や在籍校との連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討

【委員からの主な意見】

- 一時保護中の学習支援のあり方についてはしっかり議論するべき。
- 一時的な空白期間でも子どもにとっての影響は大きく、原籍校に通い続けたいという希望を持つ子どもは多い。
- 原籍校に復帰した際に、今ここのままでしている等、学習の進捗が分かる状態が望ましい。
- 教育委員会や原籍校とのやり取りは難しい。教育委員会の中でも、より認識を深めていただければと思う。
- 通学支援が困難であれば、原則的には、児童自立支援施設等と同様に、公教育(分教室)導入を検討すべきではないか。
- 一時保護委託児童への学習支援として、学習支援員の派遣や、リモートでの学習支援等が考えられるのではないか。

3(3)④-3 ～その他一時保護施設における環境整備～

現 状・ 課 題

- ✓ 学齢児の男女は完全に分離(学習や食事中含め、同室に所在する時間帯無し)
- ✓ こどもの安全確保と権利の制限のバランスへの配慮
- ✓ 束縛感を与えず、こどもの権利が尊重され安心して生活できるような体制
- ✓ 安全確保や必要なアセスメントが可能な場合の、開放的環境での生活への配慮

区 分	目指すべき方向性
こどもの意見を主体とした環境改善	● ハード面、運営面双方においてこどもの意見を尊重し、適切な環境整備に継続的に努める
性別の異なるきょうだい等への配慮を含めた男女合同でのケアのあり方	● 性被害を受けたこどもへの影響や、安心感の確保に配慮しつつ退所後の生活との連続性や日常生活に近い環境構築に努める ● 性別の異なるきょうだいが一時保護中も共に過ごせる時間を設けるよう配慮
安全確保上やむを得ない場合の家庭環境のような自由な生活の制限	● 生活上のルールは、こどもの権利の尊重という前提のもとで必要な場合に設けるという認識で設定 ● こどもの権利制限を行うことの正当な理由の丁寧な説明を行うとともに、ルールの妥当性について随時検討 ● 一時保護期間が長期化する場合等を含め、こどもの外出機会の設定など、生活の質の向上に継続的に努める

【委員からの主な意見】

- こどもの人権尊重という前提のもと、全ての対策は講じられるべき。制限が生じるのはこどもの安全確保に必要な対応。
- 子どもが本当に望む支援について考えるべき。子どもの考えを尊重する観点から、子どもの意見を聴くべき。
- 性別の異なるきょうだいが一緒に過ごせない点は議論の余地がある。共に乗り越えたという経験も重要。
- 性別の異なるきょうだいについては、見た目だけでなく心の面にも配慮が必要。
- 兄妹、姉弟等への対応も想定し、性で分けないユニットがある方が望ましい。
- 障害のあるこどもの受け入れを意識し、バリアフリー設計とするべき。

04

一時保護施設のあり方に関するこどもの意見

4(1) こどもへの意見聴取の実施概要

意見聴取の趣旨

一時保護施設の今後のあり方検討にあたり、当事者であるこどもにアンケート等を実施

- ✓ 当事者であるこどもが、自分たちが関係する政策に対し意見を表明する機会を保障
- ✓ こどもの率直な意見を適切に収集できる方法で実施

実施方法

区 分	県一時保護施設において 一時保護中のこども(学齢児)	県一時保護施設において 一時保護中のこども(幼児)	児童養護施設のこども
実施 方法	・目安箱形式 各一時保護施設に目安箱を設置し、 希望するこどもが任意で投書 ・ワークショップ形式 県職員とこどもたちによるワークショップ	・集団インタビュー形式 一時保護施設職員からの聞き取り	・アンケート形式 児童養護施設入所中のこどもに 対するアンケートを実施
対象者	・目安箱形式 実施期間中に在所しているこども(任意) ・ワークショップ形式 実施日に在所しているこども(任意)	実施日に在所しているこども (任意)	在所しているこどものうち、中央こ ども家庭センター一時保護施設での 生活を5年以内に経験したこども

意見への対応方針

- ✓ 基本的な生活環境に関する意見のうち、施設整備等を伴わないものについては、優先的に対応を検討
- ✓ 対応に関して施設整備が必要な内容や、建物に関する直接的意見については、今後の建替え時等に検討
- ✓ 運用ルールや日課の見直しに関する意見については、今後、対応可否を含めて検討

4(2) こどもたちの意見の分類(性質別)と主な内容

分 類	性 質	主な意見内容
基本的な生活環境に関する意見	① 日常生活を送る上での快適・不快 ② 利便性に関するもの ③ 我慢を強いられているもの	・居室に関する希望(広い部屋がいい、洋室がいい・和室がいい等) ・浴室に関する希望(備品不足、ずっと温かいお湯がいい等) ・トイレに関する希望(綺麗にしてほしい、和式がいい等) ・食事に関する希望(〇〇が食べたい、おかわりがしたい等)
プライバシー・安心感に関する意見	① プライバシーに関わるもの ② 安心感、不安感に関わるもの ③ 安全に関わるもの	・居室を防音にしてほしい、個室がいい ・職員に部屋に入ってほしくない ・小学生と中学生を分けた方がストレスが減る
人間関係・他の児童との距離感に関する意見	① 他の児童との関係性に関わるもの ② 距離感、空間の共有に関わるもの ③ 年齢、性別、発達段階の違いに起因するもの	・2人部屋がいい・1人部屋がいい ・小中高校生を分けなくてほしい、仲いい人と一緒にいたい ・(学習や食事など)男女一緒にいたい
自由・自己決定に関する意見	① 行動や選択の自由に関わるもの ② 時間、過ごし方の裁量に関わるもの ③ 個人の意思決定、選択権に関わるもの	・体育館やグラウンドに行ける時間を増やしてほしい ・学習時間が長い(短い)、自分の部屋で勉強したい ・外出したい、おしゃれをしたい
心のケア・ストレス発散に関する意見(内面由来)	① 心理的負荷、ストレスの表出に関わるもの ② 気持ちの発散、切り替えに関わるもの ③ 人に気持ちを受けてもらうことに関するもの	・ストレス発散部屋がほしい、叫びたい ・職員ともっと話したい
成長・学び・活動機会に関する意見	① 運動、表現する等の活動機会に関わるもの ② 学び、体験、経験の機会に関わるもの ③ 興味、関心や意欲の発露に関わるもの	・〇〇(遊具やおもちゃ、本等)が欲しい ・〇〇(教科)の勉強の時間を増やしてほしい ・グラウンドや体育館をもっと広くしてほしい
施設・設備への具体的要望(ハード面)	① 建物構造、規模、間取りに係るもの ② 設備、什器、固定物に係るもの ③ 安全性、使いやすさ等物理環境に起因するもの	・ベッドがいい、和室を増やしてほしい、洋室がいい、机が欲しい ・グラウンドの塀を高くしてボール遊びできるようにしてほしい ・浴室に追い焚き機能が欲しい
現行環境への評価	① 現行の生活、環境に対する評価 ② 職員や関わり方に対する評価 ③ 運営や過ごし方に関する評価	・職員を増やしてほしい ・ご飯がおいしい、量もちょうどいい ・広がったのがよかった
職員の関わり方に関する意見	① 職員の関わり方に対する評価 ② 職員の処遇に対する要望	・部屋に入ってきてほしくない ・給料をあげてほしい ・先生を増やしてほしい

02 こどもたちの意見に対する対応方針

ハード(建物の構造、規模等)に関する意見

今後の施設整備と併せて対応の可否を検討
※軽微なものは、随時改修等で対応を検討

ソフト(運用、時間)に関する意見

解決に向けて優先的に取り組む

以下の2分類は優先的に検討する。
～生活環境・心身への影響が大きいものを優先して対応～

- ・ 基本的な生活環境に関する意見
- ・ 心のケア・ストレス発散に関する意見

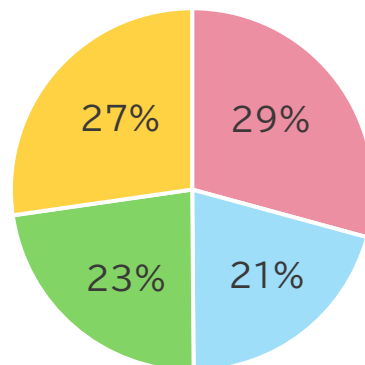
課題がある又は時間はかかるが検討する

100%叶えられなくても一部対応する。等

こどもに対してルールの必要性を丁寧に説明する

運用上、対応不可の意見についてもこどもに対してルールの必要性を説明し、理解を求める。

対 応 方 針



- 解決に向けて優先的に取り組む
- 課題がある又は時間はかかるが検討する
- ルールの必要性を説明する
- 今後の施設整備と併せて検討する

優先的に対応する主な実施内容(例)

- 衣
・ リンスがほしい(対応済み)
- 食
・ カラーゴムがたくさんほしい(対応済み)
- 住
・ 帽子がほしい
- 他
・ 友達と机をつけて食べたい(対応済み)
- ・ 誕生日ケーキが欲しい(対応済み)
- ・ 電気を交換してほしい
- ・ 時計を大きくしてほしい
- ・ 卓球がしたい(対応済み)
- ・ らきゅうがほしい
- ・ 国語(英語、理科)の時間を増やしてほしい

参加したこどもへのフィードバック

- ・ 県ホームページへ公表
- ・ 一定期間、各一時保護施設に掲示
- ・ 接触可能なこどもに対して、口頭や手紙等を渡すなど

05

今後のあり方に関する提言

5 中央こども家庭センターの今後のあり方に関する提言

これまで整理してきた内容を踏まえ、今後の兵庫県中央こども家庭センターの望ましいあり方と、取り組むべき方向性について、以下のとおり委員会としての意見をとりまとめた。

兵庫県においては、この委員会の意見を踏まえ、今後、意見の方向に沿った取組について具体的な検討を進めることを期待する。

提言 1

各児童相談所が、県内の市町や児童養護施設、関係機関等と連携し、県全体でよりよい相談援助の体制を構築するにあたり、中央児童相談所としての役割を踏まえ、リーダー的な役割を担うことを期待する

- ✓ 児童相談所が中心となり、例えば全国的に非常に重要な要素となっているトラウマケアやトラウマインフォームドケアの考え方を、市町や児童養護施設、関係機関等へ広げていくような、いわばリーダー的な役割をどう果たしていくか、県の中央児童相談所としての役割についても考える必要がある。
- ✓ 情報共有に止まらず、技術的助言や専門性の提供といった点で、中央こども家庭センターがリーダー的な役割を担うことが期待されていると思う。
- ✓ 中央こどもセンターが指導的・牽引的な役割を果たしていくため、どのような点を意識し、どのようなあり方を目指すべきなのか、改めて考える必要がある。

提言 2

こどもにとっての最善の利益に繋がるように、一時保護期間は可能な限り短くするよう努めるとともに、こどもにとって可能な限り制約が少なく、家庭に近い環境で生活できるよう努めるべき

- ✓ 最善の利益とは、こどもにとって可能な限り制限の少ない環境を提供することを指すものであり、本来は家庭に近い環境で生活できることが望ましい。
- ✓ こどもの安全確保のために、家庭環境と同様の自由な生活環境を提供できない＝一定の制約を課さざるを得ない場面もあるが、制約は必要最小限とするため、施設内のルールは現在の状況に照らして本当に必要な制限なのかを整理し、見直しや削減を行っていく対応も必要である。
- ✓ また、一時保護期間は、可能な限り短期間であるべきである。

ユニット化の導入について言及すること
について第4回委員会で議論

建築から30年以上が経過し、経年劣化が目立つとともに、こどもが安心して過ごせる環境からほど遠い現在の施設環境について、建て替え整備も含めた抜本的な改善が必要である

- ✓ 建物の問題は非常に重要である。現在、中央こども家庭センターが抱える課題の多くは、まさに「今の建物であるがゆえ」に生じている面があり、建物について抜本的な対応がとられれば解消されるものも少なくない。手先の改修ではなく、全面的に新しいものを整備する必要があると考える。
- ✓ 一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で、こどもの安全確保やケアが必要な場合に行うものであるが、一方で、代替養育の場という性格も有することを踏まえると、現在の一時保護施設は、在宅養育の場として考えたとき、その環境は望ましいものとは言い難い。
- ✓ 一時保護施設は、初めて保護される子が入る場所であるだけでなく、施設や里親家庭にいる子が、必要に応じて再度生活する可能性もある場所である。こども達にとって、「自分を支えてくれる場所」「自分のために考えてくれる場所」という印象を持つことができる環境を整えることが望ましい。
- ✓ 一時保護施設の居室に関して、現在も一部居室を改修により個室化しているが、空調や消防法の関係で天井部分が開いた構造となっており、完全な個室でなく暫定的な対応といえる。委員会としては、きちんとした完全個室の整備が必要と考える。

緊急保護時など、集団生活に入る前に一旦落ち着くための個室や、こどもが不安定な状態・落ち着かない状態の時に集団から一時的に離し、個別にこどもを処遇することのできるスペースを確保すべき

- ✓ 一時保護はこどもにとって、これまで生活していた環境からの急激な変化や突然の分離・喪失体験により非常に不安定な状態であることが考えられる。
- ✓ こどもが入所してきた際、集団生活に入る前に、一旦集団から離れて過ごせる場所を確保しておき、こどもの状態に応じて集団に合流するかどうかを判断できるようにしておく必要がある。
- ✓ 上記の場所(個室)に加え、こどもが不安定な状態にあるときや落ち着かないときに、集団から一時的に離れて過ごせる場所を確保することが必要であると考える。

ユニット化を導入した場合の留意点について言及するかどうか、第4回委員会で議論

提言5

こどもの意見等を踏まえ、“自分のスペース(個人の時間と空間)”の確保や、ストレス発散できる場所の確保、こどもの背景・特性・個別性等に応じた柔軟な対応を可能とするハード面の整備と、それに伴うソフト面の支援を同時に検討するべき

- ✓ 「自分の部屋で勉強したい」「自分の部屋で絵を描きたい」といった意見があるように、こどもにとっての自分のスペースは本当に必要だと考える。個人の時間と空間をしっかりと作っていくことが重要である。
- ✓ また、「叫びたい」「ストレスを発散できる場所がほしい」といった意見についても、検討が必要である。
- ✓ 「勉強する時間を増やしてほしい」という意見もあるが、家庭では安心して勉強できる時間を持っていないこどもが多い中で、「一時保護施設にいるからこそ勉強できる」と感じている子もいるのではと思う。こども自身が選択できる余地を持たせられるようなルールや仕組みがあってもよいのではないか。
- ✓ 性別の異なるきょうだいが一時保護中も共に過ごせる時間を設けることや、今の時代に合った形だけでなく、想像のつかない未来の時代にも対応できるような柔軟性を持たせた内容が望ましい。

提言6

来所するこども、親、関係機関等や、そこで働く職員の利便性を考慮し、今後の建替え整備の際には、管轄区域内に設置するべき

- ✓ 管轄区域外に所在することは、来所する県民(こどもや親、関係機関等)の利便性の観点や、そこで従事する職員の業務上の利便性を踏まえると適切とはいえず、今後、建て替え整備を行う際には、管轄区域内への移転を検討するべきである。
- ✓ 関係機関と連携し、効果的かつ迅速な相談援助業務を行うためにも、管轄区域内への所在が望ましい

その他、第4回委員会の議論を踏まえ項目を追加

06

參考資料

(参考1)中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会の概要

(設置の趣旨)

中央こども家庭センターが抱える諸課題に対応し、子どもの最善の利益の実現に向けた今後の方向性等を検討

(所掌事務)

次に掲げる事項について検討を行う。

- ・ 中央こども家庭センターが抱える課題と方向性に関すること
- ・ 施設・設備のあり方や有すべき機能に関すること
- ・ 従事者の勤務環境改善に関すること
- ・ その他必要と認められる事項

(委員名簿)

(敬称略)

分野	氏名	役職等	備考
学識者	森 茂 起	甲南大学文学部 名誉教授	委員長
他自治体	渋谷 和宣	神戸市こども家庭センター 所長	
所長経験者	竹内 良二	中央こども家庭センター 元所長	
学識者	畠山 由佳子	関西学院大学人間福祉学部 教授	
社会的養護	畑山 麗衣	(特非) Giving Tree ピアカウンセラー	
施設関係者	三浦 一広	兵庫県児童養護連絡協議会 会長	

(検討経過)

区分	日時	議題等
第1回	R7.11.20	施設の現状と課題、今後の施設のあり方(方向性)に関する意見交換
第2回	R8. 1.22	今後のあり方に関する論点の整理及び方向性案、子どもへの意見聴取の進め方案
第3回	R8. 3.26	第2回の議論を踏まえた方向性案に関する意見交換
第4回	R8. 6.11	委員会としての提言内容について意見交換

(参考2) 令和3年1月 一時保護所のあり方検討部会報告概要

第1章 一時保護所をめぐる状況

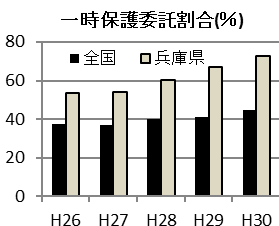
I 法改正及び全国状況

■児童福祉法 (H30.4.2施行)

- ・親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認が必要
- ・一時保護の場合でも接近禁止命令が可能

■一時保護委託割合 (H30)

- ・全国 44.6%
- ・兵庫県 72.9%



『児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会』国は、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について検討を加えることとしている。

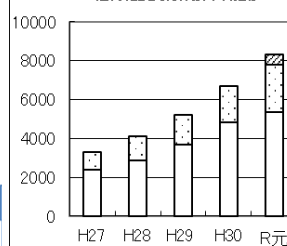
*第1回 R2.9.18開催

II 県の状況

- 令和元年度に県内の子ども家庭センターが受け付けた児童虐待相談件数は8,308件と平成27年度の3,281件と比較して153%増となっている。
- 令和元年度の一時保護児童数は1,528人（一時保護委託含む）と平成27年度の781人と比較して96%増となっている。
- 児童1人あたり一時保護所在日数は31.1日と平成27年度の24.6日と比較して26%増となっている。

区分	H27	H28	H29	H30	R元
一時保護所入所児童数	431人	446人	445人	397人	409人
平均在日数	24.6日	25.4日	27.8日	31.0日	31.1日
一時保護委託数(警察除く)	350人	466人	637人	780人	1,119人

子ども家庭センターにおける虐待相談受付件数年次推移



III 第三者評価報告

【特に優れていると思われる点】

- ・一時保護所運営マニュアルに学齢児、幼児、共通事項に分けて、入退所から日常生活、緊急時対応など、あらゆる場面を想定した養育・支援の標準的な実施方法について、詳細に明記されており、それに基づいて安心・安全に配慮した仕組みを確立しています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

- ・一時保護所の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護所の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。

(R2.3)

第2章 一時保護改革に向けた取組

I 一時保護所の運営に係る事業計画の策定

■事業計画・目標の明確化

- ・一時保護所の運営課題に沿った目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画の策定

■庁内検討会議の開催

- ・一時保護所の職員、本庁職員、管理監督職等が構成するワーキンググループにおける検討

■運営マニュアルの見直し

- ・平成31年3月に策定した「一時保護所運営マニュアル」の理念の明確化、適時適切な見直し



- 一時保護所の運営について、単なる行事計画や取組以外に、一時保護所の運営課題に沿った理念や目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画の策定の有無【全国調査】

(回答した一時保護所数：79)

有	8.9%
無	91.1%

【R2 児童課調査】

*全国的に理念や目標を盛り込んだ事業計画を策定している一時保護所は極めて少ない。

II 一時保護所の複数箇所設置（新設・建替）【定員、箇所数、整備方針】

*一時保護所の複数箇所設置～1か所集中から複数分散へ～

【現状と課題】

- ・15年当時、一時保護を要する児童が減少する中、一定規模の児童数を確保することにより的確な行動観察、資質向上のための職員研修を行うため分散する一時保護所を1か所に集約
- ・一時保護所は常に満床状態で、一時保護委託件数が急増（一時保護委託割合 (H30) : 全国 44.6% 兵庫県72.9%)
- ・児童人口に対する定員数は全国と比較してかなり少ない
- ・新型コロナウイルス等の感染症や増加する天災等を考慮すると、1か所集中型では不安
- ・中央子ども家庭センター以外の子ども家庭センターから一時保護所への児童の移送、在所中の児童との面接等、遠距離を移動する職員の負担が増加
- ・施設の不適応児や知的障害児の措置変更を行う際の一時保護が、一時保護所が満床で利用できない場合がある

■一時保護所の複数箇所設置

- ・兵庫県を東部、中央部、西部に分割し各エリアに1か所ずつ設置することを検討
- ・児童虐待相談件数の多い阪神間を有する東部エリアを先行して新設整備
- ・中央部エリアについては、老朽化する現在の一時保護所を建替または移設整備
- ・西部エリアについては、今後の状況を踏まえ検討

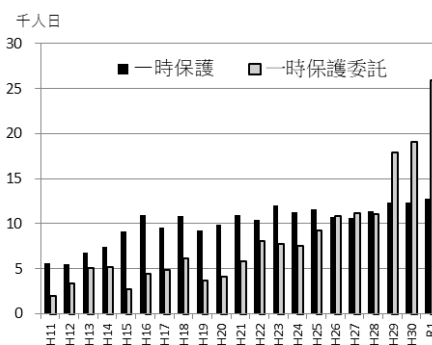
■一時保護所の定員の見直し

- ・中核市の児童相談所設置の動向を踏まえ、将来的な定員の見直しを検討

■人員体制の強化

- ・児童指導員や保育士の人材派遣の活用、監護業務委託の検討
- ・会計年度任用職員の給与等雇用条件改善の協議検討

一時保護の年度別延件数



	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人あたりの 定員数 (A)÷(B)
兵庫県	40	48.2	0.83
全国	3,059	1,595.1	1.92

Ⅲ 児童の最善の利益を考慮した設計、設備

■開放的な環境の確保

- ・採光、通風、色彩、デザイン等を工夫し、柔らかみや温かみを感じられる開放的な明るい生活空間となるような設計
- ・児童の居室や職員の執務スペースの十分な広さの確保
- ・児童が行き交うのに十分な廊下幅の確保
- ・エリア間移動時の指紋又は顔認証の鍵によるドアの開閉

■レクリエーション設備等の充実

- ・グラウンドや体育館の十分な広さの確保
- ・レクリエーションが図れるプレイルームや視聴覚室、リビング等の寛げるスペースの確保や図書、DVD等の充実
- ・リビングスペースにソファを置くなど、家庭的な環境で児童がリラックスできる空間となるよう配慮

●子どもの心身が安らぐ場所の設置【複数回答可】【全国調査】 (回答した一時保護所数: 80)

図書室の設置	6.3%
視聴覚室の設置	2.5%

【その他の場所の設置】

- ・リビングスペース (テレビ・マンガあり)
- ・談話室 ・ 遊戯室
- ・テレビ視聴やテレビゲームができるスペース
- ・公用車を用いての所外活動や図書館利用、体育館活動
- ・屋上中庭

【R2 児童課調査】

Ⅳ 個別的な支援のあり方(全居室の75%以上を個室化)

■全居室の75%以上を個室化

- ・小学生高学年以上は個室対応
[個室: 0%→75%以上]

■特別な配慮が必要な児童への対応

- ・障害特性のある児童、LGBT、性加害児童等個別対応の部屋割り

■特別室の複数確保

- ・重大事件の触法・ぐ犯児童を一時的に受け入れる特別室を複数確保

■ユニットバスの設置

- ・性的虐待を受けた児童や性加害児童等、個別に入浴することが望ましい児童に対応し、ユニットバスを一定数設置

●みんなの生活についてのアンケート調査

- (Q)一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。
(A)回答のあった267人中
(希望人数) 1人: 61人 2人: 69人 3人: 41人 4人: 49人
5人: 13人 6人以上: 34人

*「プライバシーが守れる、落ち着く」といった理由から少人数の希望が多い。
【R元 児童課調査】

年齢別一時保護児童数 (R元)

年齢	人数(人)	構成比(%)
2～6歳	76	18.6
7～9歳	91	22.2
10～12歳	88	21.5
13歳以上	154	37.7
合計	409	100.0

Ⅴ 児童の権利擁護 (アドボカシー)

■児童の権利擁護

- ・「一時保護所生活のしおり」の内容更新、一定期間毎の繰り返しの説明
- ・第三者による児童に対する意見聴取や意見箱の設置の検討
- ・直接、児童の意見を聞く場面の設定
- ・児童の特性に応じた声かけ等のルール策定
- ・権利擁護に係る職員研修の実施の検討
- ・権利擁護の観点からの私物所持のルールの再考
- ・適切な貸与物品の提供の徹底



●児童の権利擁護のために実施していること【複数回答可】【全国調査】 (回答した一時保護所数: 80)

入所児童に対するアンケート	45.0%
意見箱の設置	65.0%
第三者の子どもに対する意見聴取	22.5%
権利擁護に係る職員研修の実施	48.8%

【R2 児童課調査】

Ⅵ 個々の児童の能力に応じた学習の保障

■学校教材の活用、学習進度の確認

- ・学校や教育委員会と連携し学校の教科書や副教材、プリント等を学習に活用
- ・理解度を把握するためのテストの実施等による児童の学習進度の確認

■一時保護所からの通学の調査・研究

■学習室の設置、ICT機器の活用

- ・自己学習できる学習室の設置
- ・タブレット端末等のICT機器の活用

■学習支援の強化

- ・学習指導員の増員や教員OB、ボランティア、学習支援のNPO法人の活用等による学習支援

●個々の学習進度に応じるため、工夫していること【複数回答可】【全国調査】 (回答した一時保護所数: 80)

理解度を把握するためのテストを実施	70.0%
-------------------	-------

●学習に使用している教材

(回答した一時保護所数: 80)

学校で使用している教科書	72.5%
学校で使用している副教材	71.3%
学校で使用しているプリント	73.8%
一時保護所で作成したプリント	85.0%

【R2 児童課調査】

Ⅶ 職員の資質向上、適切なケア・アセスメントの実施

■職員研修による資質の向上

- ・一時保護に特化した研修の実施による専門性向上
- ・西日本子ども研修センターあかしが実施する研修への派遣

■行動診断を2週間以内に実施

- ・行動診断の方法、様式の見直し

■平均在所日数の縮減

- ・入所から退所までの期間を3週間とするルールを徹底し平均在所日数を縮減
[R元: 31日→25日 (H27並)]

■関係機関と連携したケア・アセスメントの実施

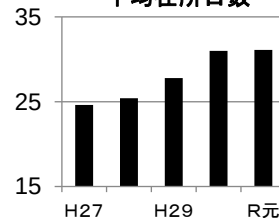
- ・チームで情報共有の上、子どもの援助方針を策定
- ・総合的なアセスメントと適時の見直し

■処遇方法(相互応援体制)の検討

- ・事故発生時等におけるグループ(男子学齢児、女子学齢児、幼児)相互の応援体制の検討

■職員のメンタルヘルス研修の実施

平均在所日数



●全国平均在所日数 (R元)
25.8日 (全国80か所の平均)
【R2 児童課調査】

Ⅷ 児童虐待対応とDV対応との連携

■児童虐待対応とDV対応の相互連携

- ・同伴児童の一時保護
- ・児童虐待をきっかけとしたDV被害者の一時保護

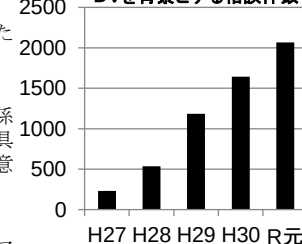
■連携のあり方の調査・研究

- ・児童虐待、DV対応の関係機関の意見を参考にした具体的な連携のあり方、留意点等の調査・研究

■連携方策のマニュアル化

- ・関係機関間の連携方策のマニュアル化

県子ども家庭センターにおけるDVを背景とする相談件数



●「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について」

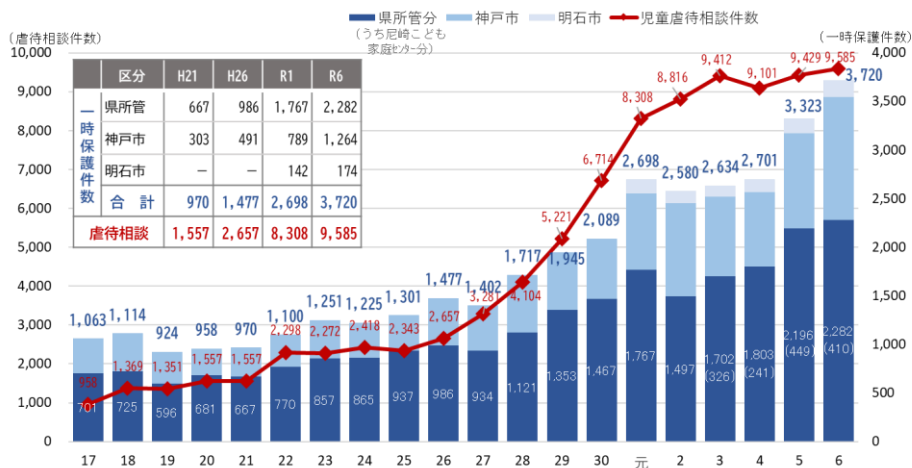
- ・児童相談所等関係機関と連携するにあたり、事前に取り決めた内容が記された書面等(文書、協定、マニュアル、手引き、非公式な申し合わせ等)の有無

(回答した配偶者暴力相談支援センター数: 282)
「ある」76センター (27%)
「ない、無回答」206センター (73%)

【R2. 9月 内閣府発表】

県内の虐待相談と一時保護の状況

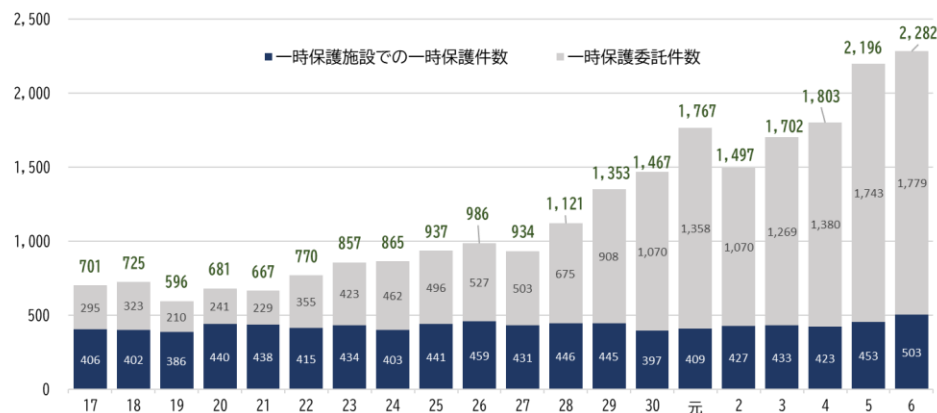
- 県内(神戸市、明石市含む)の虐待相談件数は近年急増(直近10年で3.6倍、15年で6.2倍)
- それに伴い、県内の一時保護件数も同様に急増(直近10年で2.5倍、15年で3.8倍)



県の一時保護施設での受入れが進まないため、一時保護委託が急増

- 近年の虐待の急増、施設の構造上、児童の特性に配慮した環境となっていないこと等により、一時保護件数が停滞
- その結果、児童養護施設、里親等への一時保護委託件数が急増

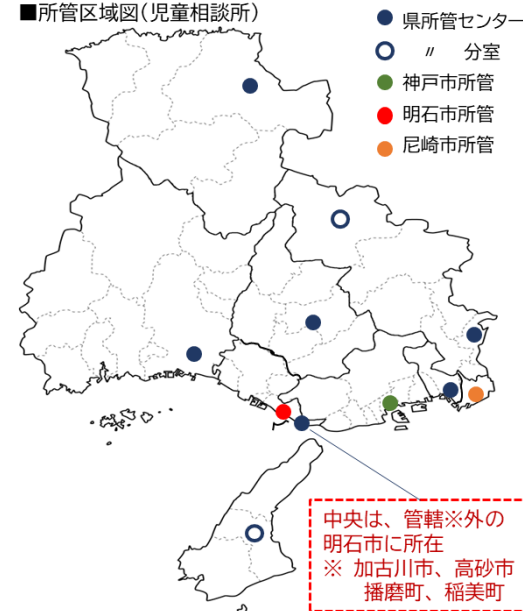
■ 一時保護件数(委託含む)の推移[県所管分]



県内の児童相談所の状況

区分	相談部門管轄区域	一時保護定員
県	中央	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
	洲本分室	洲本市、南あわじ市、淡路市
	西宮	西宮市、芦屋市
	川西	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	丹波分室	丹波篠山市、丹波市
	加東	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
	姫路	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
	豊岡	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
神戸市	神戸市	50人
尼崎市	尼崎市	30人
明石市	明石市	25人

■ 所管区域図(児童相談所)



中央こども家庭センターの現況

■業務の概要

区 分	主な業務(件数等はR6実績)	管轄区域
相談部門	・相談対応(3,023件) ・療育手帳交付受付(669件) ・(中央児相としての)連絡調整、研修等 ※上記件数には洲本分室によるものを含む	加古川市、高砂市、 播磨町、稲美町 ※洲本分室が淡路島内3市を 所管
一時保護 施設	・一時保護定員数:54人 ・児童の一時保護、行動観察等 (一時保護児童数:503人)	県内全域 (主に播磨、但馬、淡路地域)

■相談受付等の状況

(単位:件)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談受付件数	3,451	3,482	2,765	2,908	2,818	3,023
うち東播磨地域	1,677	1,709	1,878	1,962	1,882	2,032
手帳受付件数	963	825	710	721	600	669

■建物の概要(相談部門及び一時保護施設併設)

区 分	現施設 整備時期	敷地面積	延床面積	構造等
当初 建築部分	H4.4 (築33年)	6,405㎡	2,601㎡	鉄筋コンクリート造 2階建て
増築部分	H15.3 (築22年)		838㎡	鉄骨造 2階建て
計	—		3,439㎡	—

■一時保護の状況

(単位:人)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入所児童数	409	427	433	423	453	503
1日平均在所 人数	34.8	36.0	36.1	35.9	30.7	33.8

中央こども家庭センターの課題

■相談部門の課題

- 当初建築から30年以上が経過し、老朽化・経年劣化に加え、無機質かつ温かみや明るさのない施設環境
- 増加する職員数に対し、執務スペースの狭隘化などによる執務環境の悪化
- 明石市の児童相談所設置(H31)に伴い管轄区域外へ所在することによる県民の利便性の低下

■一時保護施設の課題

- 増加する一時保護必要児童への対応が必要ななか、個室を備えておらず、複数人定員の居室を個室利用する等により定員を圧迫
- 居室・浴室等が個室化されておらず、個別特性への配慮が困難である等、こどもの最善の利益に配慮しづらい施設構造
- 国の一時保護改革等(個別対応、できる限り良好な家庭的環境等)への対応が困難
- 一時保護施設での受入が進まないこと等による高い一時保護委託率

今後のあり方において配慮すべきポイント

中央こども家庭センターの役割

- ✓ 中央児童相談所としての役割
- ✓ 東播磨地域における適切な相談援助
- ✓ こどもの最善の利益を考慮し、時代にあった一時保護施設

県の中央児童相談所
としての役割

こどもたちからの意見の反映

- ✓ こども・若者の最善の利益は何かを常に考慮
- ✓ こども・若者の意見をできる限り踏まえ、その条件下での利益の最大化に向けた環境改善

職員の働きやすさや執務環境の改善

- ✓ 十分な執務スペースや明るい雰囲気
- ✓ 職員のモチベーション向上、人材確保

勤務環境
の改善

こどもたち
の声

一時保護施設の設備及び運営に関する基準

- ✓ 居室の一室の定員は一人とするよう努める
- ✓ 家庭的環境で暮らせるようユニット整備に努める

明るさと温かみのある相談部門

- ✓ 相談者の心理的負担を和らげ、相談しやすい環境の実現

親と子に寄り添う
相談しやすい環境

こどもと家族を支える
“センターオブセンター”
The Center of Centers

こどもの最善の
利益を考慮した
一時保護施設

経済的
合理性

経費削減努力による経済的合理性

- ✓ 厳しい財政状況を考慮

こどもたちへの意見聴取(R8.2～3月実施)の概要

区 分	内 容
対象者と実施方法	○ 一時保護中のこども：ワークショップ、意見箱、集団インタビュー ○ 児童養護施設のこども：アンケート
意見の性質 (主な内容)	○ 基本的な生活環境(居室の和洋、お風呂が冷める、食事の希望やおかわり) ○ プライバシー、安心感(居室防音化、職員の部屋への立入、小中学生の分離) ○ 人間関係、他者との距離感(個室等の希望、異年齢や異性とのスペース共有) ○ 自由・自己決定(自由時間の過ごし方、外出の希望、もっと勉強したい) ○ 心のケア・ストレス発散(職員ともっと話したい、ストレス発散部屋が欲しい) ○ 成長、学び、活動機会(遊具の希望、体育館・グラウンドを広くしてほしい) ○ 施設・設備への要望(部屋に机が欲しい、浴室に追い焚き機能がほしい) ○ 現行環境への評価(職員を増やしてほしい、ご飯が美味しい) ○ 職員の関わり方(部屋に入ってほしくない)

<参考：国の一時保護改革や法制度の改正等>

区 分	主な内容
一時保護ガイドライン(H30)	原則として、個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行う
児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30)	一時保護の体制強化(一時保護の個室化推進、個性を尊重した一時保護が行われる環境整備)
新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(R4)	設備・運営に関する基準について、こどもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保されたものとなるよう検討
一時保護施設の設備及び運営に関する基準(R6)	居室の一室の定員は一人とするよう努めること 児童ができる限り良好な家庭的環境において暮らすことができるようユニットを整備するよう努めること

一時保護施設の設備及び運営に関する基準(県条例)：令和7年4月施行

今後のあり方において目指すべき方向性

1 県全体での児童相談体制における中央児童相談所としての役割

県の児童相談所における中核的役割	- 各種研修の企画・実施 - 県としての方針決定に向けた調整、連絡調整、技術的援助等によるリーダー的役割 - 研修等での来訪者が児童家庭福祉の情報にアクセスできる環境
県全体の相談体制充実のための市町との効果的な連携	- 県・市町の効果的な連携・交流の実施 - 神戸市、尼崎市、明石市との交流や情報共有・連携の検討
市町職員の人材育成	- 市町職員の受入れの検討 - 県市町の合同研修等を通じた市町職員の人材育成の推進

2 中央こども家庭センターの相談部門のあり方

県民が相談しやすい環境の整備	- 経年劣化や、温かみや明るさに乏しい相談環境の改善 - 相談者の安心感や緊張の軽減に繋がる環境の構築 - 来所する県民の利便性への配慮
相談援助業務の質の向上	- 業務効率化の推進と、時代に合った執務環境の整備 - 適切な研修体系等による人材育成 - トラウマケアの実施のあり方の検討やトラウマインフォームドケアの考え方の浸透に向けた取組みの推進
一時保護施設との協働・連携による適切なケース対応	こどもや家庭の状況改善に繋がる、一時保護施設や関係機関との協働・連携のあり方を検討

3 県内の一時保護体制における県が設置する一時保護施設の役割

一時保護の本来的役割	- 緊急時の迅速かつ確実な安全確保と、適切な行動観察 - こどもの最善の利益に資する一時保護環境の実現
県内の一時保護体制のあり方	- こどもにとって何が一番望ましいかを優先した保護先の判断 - 本来的役割を適切に担うことのできる施設の確保 - 一時保護委託も含めこどもの希望を実現できる体制の構築
県の一時的保護施設の役割	- 緊急的な安全確保の受け皿 - 適切な行動観察が行える体制 - 相談援助・指導の一つの手法としての一時保護のあり方の検討

4 中央こども家庭センターの一時的保護施設のあり方

緊急保護と安全確保が可能な環境整備	- 一時保護件数の高止まりを踏まえ現行並の保護定員を確保 - 緊急保護に対応できる施設環境と人材確保 - 一時保護期間は可能な限り短くするよう努める
プライバシーや個別特性への配慮を含むこどもの最善の利益	- 個室化や個別浴室化など、こどもの特性に配慮できる環境の構築 - 集団生活と別に、落ち着き、気が安らぐ時間(個人の時間)を確保
一時保護施設内における家庭的環境の促進	- 出来る限り良好な家庭的環境の実現に努める - 個別性を重視したきめ細やかなケア(ユニットケア)を実施

4-2 学習支援のあり方

一時保護中の学習支援の目的の明確化	- 法やこどもの権利条約で定める教育を受ける権利の保障 - こどもの希望と環境その他の事情を勘案し、必要な措置を講ずるよう継続的に努める
一時保護施設内における学習支援のあり方	- 一人ひとりの習熟状況に応じた有効な学習の展開 - タブレット端末の活用等、創意工夫した学習の展開や、在籍校との連携による学習支援
学校等関係機関との連携のあり方	教育委員会や在籍校との連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討

4-3 その他の環境整備

こどもの意見を主体とした環境改善	ハード面、運営面双方においてこどもの意見を尊重
性別の異なるきょうだい等への配慮を含めた男女合同でのケアのあり方	- 性被害児童への影響や安心感の確保に配慮しつつ日常生活に近い環境構築に努める - 性別の異なるきょうだいが共に過ごす時間を設けるよう配慮
安全確保上やむを得ない場合の家庭環境のような自由な生活の制限	- 生活上のルールはこどもの権利の尊重という前提の元で設定 - 正当な理由の丁寧な説明と、ルールの妥当性について随時検討 - 外出機会の設定など、生活の質の向上に継続的に努める

今後のあり方に関する提言

提言 1

各児童相談所が県内の市町や児童養護施設、関係機関等と連携し、県全体でよりよい相談援助の体制を構築するにあたり、中央児童相談所としての役割を踏まえ、リーダー的な役割を担うことを期待する

- ✓ 技術的助言や専門性の提供といった点で、中央こども家庭センターがリーダー的な役割を担うことが期待されていると思う
- ✓ トラマゲアやトラマインフォームドケアの考え方の浸透等も含め、リーダー的役割をどう果たしていくか、県の中央児童相談所としての役割についても考える必要がある

提言 2

こどもにとっての最善の利益に繋がるように、一時保護期間は可能な限り短くするよう努めるとともに、こどもにとって可能な限り制約が少なく、家庭に近い環境で生活できるよう努めるべき

- ✓ 最善の利益とは、こどもにとって可能な限り制限の少ない環境を提供することを指し、本来は家庭に近い環境で生活できることが望ましい
- ✓ 施設内のルールは現在の状況に照らして本当に必要な制限なのかを整理し、見直しや削減を行っていく対応も必要

提言 3

建築から30年以上が経過し、経年劣化が目立つとともに、こどもが安心して過ごせる環境からほど遠い現在の施設環境について、建て替え整備も含めた抜本的な改善が必要である

- ✓ 建物の問題は非常に重要である。手先の改修ではなく、全面的に新しいものを整備する必要がある
- ✓ 現在の一時保護施設は、在宅養育の場として考えたとき、その環境は望ましいものとは言い難い

提言 4

緊急保護時など、集団生活に入る前に一旦落ち着くための個室や、こどもが不安定な状態・落ち着かない状態の時に集団から一時的に離し、個別にこどもを処遇することのできるスペースを確保すべき

- ✓ 一時保護はこどもにとって、これまでの生活環境からの急激な変化や突然の分離・喪失体験により非常に不安定な状態であることが考えられる
- ✓ こどもが不安定な状態にあるときや落ち着かないときに、集団から一時的に離れて過ごせる場所を確保することが必要

提言 5

こどもの意見等を踏まえ、“自分のスペース（個人の時間と空間）”の確保や、ストレス発散できる場所の確保、こどもの背景・特性・個別性等に応じた柔軟な対応を可能とするハード面の整備と、それに伴うソフト面の支援を同時に検討するべき

- ✓ こどもにとっての自分のスペースは本当に必要であり、個人の時間と空間をしっかりと作っていくことが重要
- ✓ 性別の異なるきょうだいが共に過ごせる時間の設定や、今の時代だけでなく未来の時代にも対応できる柔軟性を持たせた施設が望ましい

提言 6

来所するこども、親、関係機関等や、そこで働く職員の利便性を考慮し、今後の建替え整備の際には、管轄区域内に設置すべき

- ✓ 管轄区域外に所在することは、来所する県民（こどもや親、関係機関等）の利便性の観点等を踏まえると適切とはいえない
- ✓ 関係機関と連携し、効果的かつ迅速な相談援助業務を行うためにも、管轄区域内への所在が望ましい

中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会の概要

（設置の趣旨）

中央こども家庭センターが抱える諸課題に対応し、子どもの最善の利益の実現に向けた今後の方向性等を検討

（所掌事務）

次に掲げる事項について検討を行う。

- ・ 中央こども家庭センターが抱える課題と方向性に関すること
- ・ 施設・設備のあり方や有すべき機能に関すること
- ・ 従事者の勤務環境改善に関すること
- ・ その他必要と認められる事項

（委員名簿）

（敬称略）

分野	氏名	役職等	備考
学識者	森 茂 起	甲南大学文学部 名誉教授	委員長
他自治体	渋谷 和宣	神戸市こども家庭センター 所長	
所長経験者	竹内 良二	中央こども家庭センター 元所長	
学識者	畠山 由佳子	関西学院大学人間福祉学部 教授	
社会的養護	畑山 麗衣	（特非） Giving Tree ピアカウンセラー	
施設関係者	三浦 一広	兵庫県児童養護連絡協議会 会長	

（検討経過）

区分	日時	議題等
第1回	R7.11.20	施設の現状と課題、今後の施設のあり方（方向性）に関する意見交換
第2回	R8. 1.22	今後のあり方に関する論点の整理及び方向性案、子どもへの意見聴取の進め方案
第3回	R8. 3.26	第2回の議論を踏まえた方向性案に関する意見交換
第4回	R8. 6.11	委員会としての提言内容について意見交換